

i 国民健康保険高額療養費
外来年間合算制度



年間を通して外来診療を受けている70歳以上の人の負担を抑えるため、1年間の外来診療の自己負担額が限度額を超えた場合に、その差額が高額療養費として支給される制度です。

■計算期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日

■対象

国民健康保険に加入しており、令和5年7月31日時点で70歳以上かつ、所得区分が一般または低所得の人（医療費の自己負担割合が2割の人）

※高額療養費支給申請簡素化の手続きをしている人には、支給決定通知を送付します。簡素化の手続きをしていない人は、令和5年11月から12月頃に発送する通知に基づき手続きをしてください。

■自己負担限度額

外来の自己負担額

144,000円（個人の年間合計）

詳しくは問い合わせください。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

納期内納付に
ご協力ください

11/30 (木)

- 国民健康保険税 第5期
- 後期高齢者医療保険料 第5期
- 介護保険料 第5期

便利な口座振替がおすすめです
～口座振替にするメリット～

- ① 納め忘れがない
 - ② 金融機関などへ行かなくて済む
 - ③ 一度の申込みで翌年度以降も自動的に継続
- 申込方法など詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



問 納税課 ☎ (93) 0434

i 社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書の送付

国民年金保険料を年末調整または確定申告で社会保険料控除として申告する際に、必要となる社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が日本年金機構から発送されます。

■発送時期

- ① 11月上旬（令和5年1月1日～10月2日までの間に納付した人）
- ② 令和6年2月上旬（令和5年10月3日～12月31日までの間に納付した人）

ご家族の保険料も納めている人

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。年末調整等の手続きの際に、ご自身の社会保険料の額と合算し、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付などして申告してください。

問 ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570 (003) 004

i 個人事業税 第2期
納期限11月30日(木)

金融機関、コンビニエンスストア以外にも、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォンの決済アプリを利用した電子マネー(PayPayなど)による納付もできます。また、便利な口座振替もご利用できますので、必ず納期限内に納めましょう。

問 佐倉県税事務所
☎ 043 (483) 1114

i 国民健康保険の
所得申告

所得税や住民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税の納税義務者には、世帯に属する加入者についての所得等の申告をしなければならないこととなっています。

申告の内容は、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。

申告がない場合、軽減措置などを受けることができなくなります。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

i 交通事故や傷害事件に
遭ったときは連絡を!

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって負傷した場合、その治療費は原則として加害者が負担すべきものです。その賠償が遅れるときなど、一時的に国民健康保険で治療を受けることができますが、市が負担した費用は、被害者(被保険者)に代わって加害者に請求します。

事故状況にかかわらず、速やかに国保年金課の窓口へ保険証と印鑑を持って届け出てください。『国保診療許可書』を発行しますので、治療を受ける場合には保険証と許可書を医療機関へ提示してください。

※届け出をせずに国民健康保険証等を使用した場合は、自己負担していただくこともあります。

また、医療機関からの診療報酬明細書を確認後、事故原因が第三者行為であることが判明した場合は、後日被保険者の人に連絡させていただくことがあります。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

i 医療の受診は適正に

休日や夜間に、軽症患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症患者さんの治療に支障を来しています。必要な人が安心して医療が受けられるように、受診や薬局での薬の調剤の際には、次のことに留意しましょう。

- 救急医療機関を受診する際は、平日の時間内に受診できないか、もう一度考える。
- まずはかかりつけの医師に、気になることを相談。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控える。重複する検査や投薬により、かえって身体に悪影響を与えてしまう恐れがある。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を希望する場合は医療機関や薬局に相談。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083